

日本真空学会の合併に関する Q & A

一般社団法人日本真空学会
会長 齊藤芳男

2017年1号の会告でもご報告しておりますが、日本真空学会では、公益社団法人日本表面科学会との合併についての検討を進めております。本号では皆さんからの合併に関するご質問などに、合併検討委員会からの Q & A の形でお答えしたいと思います。引き続き、ご意見ご質問を次のメールアドレスにお送りください。: voice@vacuum-jp.org

Q. 合併によって日本真空学会の会員にはどのようなメリットがあるのでしょうか？

A. 1号会告の「新学会設立の理念」に書かれているように、両学会の発展的融合により多様化・深化する学術・技術分野に対応し、世界を牽引する学会となることを目指しますが、それにより、個人・法人の会員全員の飛躍の場を広げることが可能になります。また、現在それぞれの学会が実施している特徴ある事業・教育プログラムを享受でき、さらに、融合の結果ならではの事業プログラムも作っていただけます。

Q. 日本真空学会が抱えている会員数の減少、会員年齢の動向の変化、財務状況等の問題点について、それらが統合によってどう解決されるのでしょうか？

A. このご質問は、日本真空学会関西支部と合併検討委員会主査との懇談会の際にいただいたものですが、その際の回答を以下にまとめます。

まず、財政面では、学会誌の統合と事務局の統合が大きなメリットだと思います。学会誌にかかる経費は現在年間一千万円ぐらいですが、学会誌を統合して1冊にすることにより半分までとは言えませんが印刷費を節約できます。また、事務局経費も1箇所統合することにより節減できると考えられます。活動内容に関しては、例えば、日本真空学会は技術面の教育が充実しており、一方日本表面科学会は表面科学の基礎の教育が充実していますので、新学会会員はサイエンスの基礎から実際の現場で役立つ応用までの教育を受けられることなどが大きなメリットかと考えています。そして、これらが若手会員を増加させる契機となることを期待しています。

Q. 合併検討にあたっての指針となるものはありますか？

A. 合併検討の際に以下を指針としています。

- 1) 両学会は対等な精神をもって合併する。
- 2) 両学会の各事業は基本的にそのまま継続することを保証する。
- 3) 合併によって会員や事務局員などすべての人に不利益が出ないようにする。
- 4) 事業承継の観点から、当初は独立した事業として運営せざるを得ない事業に関しては、分野別の運営協議会において企画、運営を掌握する。

Q. 新しい学会名はどうなるのですか？

A. 日本表面真空学会 The Japan Society of Vacuum and Surface Science (JVSS) が両学会の合併検討委員会から提案されています。

Q. 新学会の会員の種類は変わるのですか？

A. 新学会への移行に際して障害ができる限り少なくなるよう、両学会の現在の会員区分および年会費、特典は可能な限り維持します。正会員10,000円/年、学生会員2,000円/年（但し、会誌の配布を希望する場合は、4,000円/年とする）、法人会員一口50,000/年です。以上のほか、会員種別は原則として現状を踏襲します。

Q. 日本表面科学会の会員数を教えてください。

A. 2016年3月末現在で、個人会員数1,823名（日本真空学会は621名）、法人会員数72社（日本真空学会は124社）です。日本表面科学会の個人会員のうち日本真空学会の正会員にもなっている方は116名、また、法人の13社が重複していらっしゃいます。

Q. 現在両方の学会に所属して会費を支払っている個人会員は、新学会ではどのようにになりますか？

A. 法人が合併した段階で、新学会の会費を支払っていただければよい予定です。すなわち、これまで二学会分の費用を支払っていた会員の方は一学会分となります。

Q. 法人の投票権はどうなりますか？会費は変わりませんか？

A. 現在の日本真空学会の法人の会費、および投票権はそのまま新学会でも継承される予定です。会費は変わりません。

Q. 委員会などの構成は変わるのですか？

A. 両学会の事業の承継が円滑に図れるように、現在の両学会の委員会を必要なものについては残す形で新学会の委員会構成案とします。但し、それらは固定化せず、統合の模索を絶えず行い、融合・統合による相乗効果を出す努力を継続的に行うべきと考えます。(委員会の詳細は、2017年1号の会告をご参照ください。)

Q. 支部の区分けは変わりますか？

A. 基本的には表面科学会の区分けに則ることが良いと考えられますが、現在の各支部との意見交換・議論を通して最終的に決定します。支部の区分け自身は会員の活動範囲を限定するものではありません。従って、各会員が現在活動をしている支部での活動(支部役員を含む)も継続して行うことができるものとします。現在の各支部の事業を継続するのに必要な予算は合併後も配分します。

(参考) 表面科学会には、東北・北海道支部、関東支部、中部支部、関西支部、九州支部があります。

Q. 部会はどうなるのですか？

A. 両学会で現在の部会運営方針は異なっていますが、現在の部会運営の仕方はそのまま継承します。部会会費を徴収している場合は、その分が部会会員へのサービスとして還元されるような活動がされることが重要です。公益社団法人としての経理の一体性のため、部会運営の経理は学会全体の一部として行われます。

Q. 会誌の統合はいつからですか？

A. 会誌の統合は、新学会設立の認知度を上げるために重要であると共に、経費節減に対する効果が最も大きいため、合併が総会で承認された次の事業年度当初から速やかに移行できるように準備を行ないます。

Q. 真空技術者資格認定試験、真空夏季大学などはなくなってしまうのでしょうか？

A. 真空技術者資格認定試験や真空夏季大学は、真空学会の重要な事業ですので、現状のまま継続する前提で検討を行っております。特に、真空技術者資格認定試験は、真空工業会との合同事業ですので、形態を変更することは、現段階では考えておりません。

Q. 真空技術者資格を認定する団体は、どのようにになりますか？

A. 真空技術資格者の認定証は、新学会会長名と日本真空工業会長名の併記になります。

Q. 日本真空工業会との連携はどうなりますか？

A. 新学会として今まで通り共催事業を行います。また、真空技術に関する規格と標準の調査制定化の推進と普及も、これまでと同様に日本真空工業会と連携して進めてまいります。

Q. 公益社団法人と一般社団法人とが合併する場合、どのような法律的手続きになりますか？

A. 司法書士に相談したところ、以下の回答をもらいました。

『公益社団法人が持つ資産は合併後の新学会が公益法人でなければ継承することができません(公益法人認定法5条17号)。したがって今回の場合、一般法人法244条以降に定められている「吸収合併」という手続きをとり、公益社団法人日本表面科学会を存続団体として、一般社団法人日本真空学会の資産及び権利義務の一切を公益社団法人日本表面科学会へ承継させることが一番良い方法と考えられます。なお、法律的手続きとしては「吸収合併」と同時に一般社団法人日本真空学会の資産及び権利義務の一切は存続団体である公益社団法人日本表面科学会に継承され、一般社団法人日本真空学会は解散手続きを行うこととなります。』

この合併と同時に公益社団法人の名称変更を行ないますが、以上の司法書士の提案する手続きをとれば、事実上今までの日本真空学会の理念、社会的使命、活動内容は何ら損なわれることなく継続することとなります。

Q. 合併はどのようにして決まるのですか？

A. 両学会で締結する「合併契約」は総会において特別決議（総社員の2/3以上の賛成）をもって承認を受けます。つまり、合併の成立には、日本真空学会・日本表面科学会それぞれの総会で総社員の2/3以上の賛成が必要ということになります。今年度の日本真空学会の総会は6月8日、日本表面科学会の総会は5月20日に予定されています。

なお、「合併契約」については会誌59巻7号（2016年7月号）：「合併協議に関する覚書」締結のお知らせ、および、ホームページ <http://www.vacuum-jp.org/archives/6748>も合わせてご参照ください。

—覚書抜粋—

（合併の手順）第2条 本覚書の締結後、甲及び乙による検討及び協議の上、合併の最終的な内容及び条件の詳細を定める法的拘束力のある合併契約書の締結を行い、甲及び乙のそれぞれの社員総会での承認を得た後に、新法人の設立を目指す。

Q. 合併契約が両学会で承認された後の手続きはどうなりますか？

A. 2017年6月8日の総会で合併が承認された場合、次は法人の変更届が必要になります。日本表面科学会が公益社団法人ですので、具体的には、日本表面科学会にこれまでなかった事業である規格標準化事業をつけ加える形になります。変更手続きとしては、名称の変更と併せて、来年度（2017年度）の後半、もしくは再来年度4月に立ち上げるということが可能ではないかと考えております。